

○刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

北海道公安委員会規則第1号

昭和29年7月1日

改正 昭和29年公安委員会規則第8号、33年4月第5号、35年7月第1号、36年7月第4号、38年3月26日第1号、40年3月29日第2号、43年4月1日第2号、44年4月1日第2号、48年4月1日第5号、49年4月1日第2号、61年3月13日第2号、62年3月16日第2号、平成2年3月29日第1号、4年7月21日第12号、6年10月28日第11号、7年3月24日第2号、13年3月30日第7号、15年3月25日第3号、21年3月31日第4号、22年3月12日第2号、23年3月22日第2号、28年3月18日第2号、令和2年3月13日第3号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則を次のように定める。

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

第1条 北海道警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 北海道警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、北海道警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

3 前項の場合において、北海道警察本部長は、方面本部及び警察署に勤務する巡査の階級にある警察官を、別に定めるところにより司法警察員として、方面本部長に指定させることができる。

第2条 北海道警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第2項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

(1) 北海道警察本部長の職にある者

(2) 北海道警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 北海道警察方面本部長の職にある者

(4) 北海道警察方面本部の生活安全課、地域課、捜査課、鑑識課、交通課、警備課及び十勝機動警察隊に勤務する警部以上の階級にある警察官

(5) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則

この規則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則（昭和29年公安委員会規則第80号）

この規則は、昭和29年8月31日から施行する。

附 則（昭和33年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年公安委員会規則第1号）

1 この規則は、昭和35年7月1日から施行する。

2 この規則施行の際第2条から第5条までに掲げる規則の改正前の当該規定に基き作成された文書（各種申請書及び帳簿等を含む。）で現に効力を有するものは、この規則の規定に基き作成されたものとみなす。

附 則（昭和38年公安委員会規則第1号）抄

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年公安委員会規則第2号）

- 1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年公安委員会規則第5号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年公安委員会規則第1号）抄

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年公安委員会規則第12号）抄

- 1 この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成6年公安委員会規則第11号）抄

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年公安委員会規則第7号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第4号）抄

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規則第2号）抄

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。